# 力熊本県公報

第11460号 平成18年9月25日(月) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

告		示																	
〇生活	保護	法に	よる	施術	诸₫σ	1指定										(社会	福祉	止課)	1
○生活																		)	1
○漁獲	共済	義務	加入	、に保	る多	2約締	結申	込の	) 同意	成立	の告	示示			· · (	]体支	援絲	総室)	1
〇指定	介護	療養	型医	療施	設に	2係る	指定	どの舒	*退…					(	高幽	計者 支	援絲	総室)	2
○道路	の区	域変	.更													(道路	保全	全課)	2
公		告																	
〇大規 意見	模小	売店	舗立	地法	に基	りづく	届出	はに対	fする	市町	村及	び住	: 民等	きから	うの				
意見																(商工	政员	〔 誤 〕	2
0	"																		
																(	"	)	2
0	"																		
																(	"	)	3
0	"																		
																(	"	)	3
○開発	行為	工事	完了													(建	築	課)	3
〇定款	変更	認可											(農	村 計	画•	技術	管耳	里課)	3

## 告 示

# 熊本県告示第 971 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者(柔道整復)〕

指 定 番 号	施術所名称	施	術	者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 28	安永鍼灸整骨院	安永 幸二郎			上益城郡山都町浜町	平成18年9月
					259-20	7 日

### 熊本県告示第 972 号

生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 14 条の規定により、施術者から廃止の届出があった。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者(柔道整復)〕

指 定 番 号	施術所名称	施	術	者	施術所所在地	廃止年月日
生熊柔 88	安永鍼灸整骨院	安永	幸二郎		上益城郡矢部町大字	平成18年9月
					城平 859	7 日

#### 熊本県告示第 973 号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同条第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	大型定置漁業
	手繰網漁業

## 熊本県告示第 974 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
東病院	医療法人誠心会	平成 18 年 10 月 1 日
球磨郡あさぎり町岡原北 946		
山都町立国民健康保険蘇陽病院	山都町	平成 18 年 10 月 1 日
上益城郡山都町滝上 526		

# 熊本県告示第 975 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方	小川嘉島	下益城郡城南町大字藤山字上小木原 154番3地先から	前	8.4 ~ 11.2	63.6	
地 <i>刀</i>       道 	線	同町大字塚原字小木原 339番3地先まで	後	8.4 ~ 21.7	63.6	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 25 日

公 告

### 熊本県公告第708号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 12 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウンはません店
  - 熊本市田井島一丁目 2-1 ほか
- 2 市町村意見の概要
  - 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課 平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

## 熊本県公告第709号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出

があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) グリーンスマイル一番館 荒尾市下井手字藤牧 1616 番地 67 号ほか
- 2 市町村意見の概要 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課 平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

#### 熊本県公告第710号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき平成18年4月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東町ショッピングプラザマークス 熊本市東町四丁目4番3
- 2 市町村意見の概要 意見なし

平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

## 熊本県公告第711号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 26 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 熊本インタープロジェクト 熊本県熊本市神園一丁目 334 番地 1
- 2 市町村意見の概要 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課 平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

## 熊本県公告第712号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡嘉島町大字上島字四郎丸 623番1の一部及び同 623番6の一部 999.49 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市流通団地二丁目 11 番地 株式会社エブリワン

#### 熊本県公告第713号

合志市西合志町土地改良区理事長大住清昭から平成 18 年 8 月 16 日付けで申請のあった 定款変更については、平成 18 年 9 月 19 日付けで認可した。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子